

訪問看護 重要事項説明書

訪問看護ステーション「あららぎ」

あなたに対する訪問看護の提供にあたり、平成 24 年 12 月 山形県条例第 72 号第 9 条に基づき当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

指定訪問看護事業の適正な運営を確保するために人員、組織及び運営管理に関する事項を定め、要介護者等が居宅において日常生活を営むために適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(2) 運営方針

在宅療養をしている利用者の「生活の質」を確保するため、保健・医療・福祉関係者と密接な連携のもとに、在宅療養が継続できるよう支援する。また、円滑な事業運営に努め、在宅ケアの推進を図る。

2 職員の職種、員数及び職種内容

区分	資格	常勤(人)	非常勤(人)	兼務	職務内容	計(人)
管理者	看護師	1		1	管理業務	1
看護師	看護師	4		1	訪問看護業務	4
事務職員				1	訪問看護事務	1

3 営業日及び営業時間

平日	8:30~17:00
休業日	土・日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日) 緊急時は随時
24時間緊急時体制	休日及び時間外は、携帯電話への連絡となります。

4 訪問看護の提供方法及び内容

(1) 提供方法

主治医の指示書に基づき、利用者の自宅で看護師等が具体的な看護・健康相談・指導を行なう。

(2) 内容

健康状態の観察、健康相談

- ・血圧、体温、脈拍、呼吸の測定
- ・病状の観察と相談
- ・心の健康相談 など

日常生活の看護

- ・身体清潔のケア(清拭、洗髪など)
- ・排泄のケア
- ・床ずれ予防及び手当
- ・療養環境の整備

在宅リハビリテーション看護

- ・体位変換、関節などの運動
- ・日常生活動作の訓練(食事、排泄)

精神、心理的な看護

- ・不安な精神心理状態のケア
- ・生活リズムの取り方
- ・社会生活への復帰援助
- ・事故防止ケア、服薬ケア

認知症の看護

- ・認知症の介護相談
- ・悪化防止、事故防止の相談など

介護相談

- ・病状、介護、日常生活に関する相談
- ・介護及び家族の精神的支援
- ・医療、福祉サービスの紹介など

5 利用料金

介護予防訪問看護 料金表

訪問看護ステーション「あららぎ」

令和6年6月1日改訂

【介護保険による場合】

種 類	内 容	金 額
利用者負担 (訪問看護)	30分未満の訪問	1回 4,710円 利用者負担割合 (1割) 471円 (2割) 942円 (3割) 1,413円
	30分以上 60分未満の訪問	1回 8,230円 利用者負担割合 (1割) 823円 (2割) 1,646円 (3割) 2,469円
	60分以上 90分未満の訪問	1回 11,280円 利用者負担割合 (1割) 1,128円 (2割) 2,256円 (3割) 3,384円
利用者負担 (介護予防訪問看護)	30分未満の訪問	1回 4,510円 利用者負担割合 (1割) 451円 (2割) 902円 (3割) 1,353円
	30分以上 60分未満の訪問	1回 7,940円 利用者負担割合 (1割) 794円 (2割) 1,588円 (3割) 2,382円
	60分以上 90分未満の訪問	1回 10,900円 利用者負担割合 (1割) 1,090円 (2割) 2,180円 (3割) 3,270円
複数名訪問看護加算	30分未満の訪問	1回 2,540円 利用者負担割合 (1割) 254円 (2割) 508円 (3割) 762円
	30分以上の訪問	1回 4,020円 利用者負担割合 (1割) 402円 (2割) 804円 (3割) 1,206円

加算時 (保険での規定)	夜間 (18:00~22:00)	25%加算		
	深夜 (22:00~ 6:00)	50%加算		
	早朝 (6:00~ 8:00)	25%加算		
	サービス提供体制 強化加算(I)	1回		60円
		利用者負担割合 (1割)		6円
		(2割)		12円
		(3割)		18円
	初回加算 (I)	利用者負担割合 (1割)		3,500円
		(2割)		350円
		(3割)		700円
			1,050円	
初回加算 (II)	利用者負担割合 (1割)		3,000円	
	(2割)		300円	
	(3割)		600円	
			900円	
退院時共同指導加算	利用者負担割合 (1割)		6,000円	
	(2割)		600円	
	(3割)		1,200円	
			1,800円	
緊急時訪問看護加算 (I)	月		6,000円	
	利用者負担割合 (1割)		600円	
	(2割)		1,200円	
	(3割)		1,800円	
特別管理加算 (I)	月		5,000円	
	利用者負担割合 (1割)		500円	
	(2割)		1,000円	
	(3割)		1,500円	
特別管理加算 (II)	月		2,500円	
	利用者負担割合 (1割)		250円	
	(2割)		500円	
	(3割)		750円	
ターミナルケア加算	利用者負担割合 (1割)		25,000円	
	(2割)		2,500円	
	(3割)		5,000円	
			7,500円	
保険外	エンゼルケア (希望時)		10,000円	

※ 訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担はその1割又は2割又は3割の額とする。

【医療保険による場合】

医療保険による訪問看護を利用できるのは健康保険・老人保険の被保険者で、主治医が訪問看護の必要を認めた方です。利用料内訳は以下の表をご参照下さい。

(ご利用者様の負担額は、各保険により療養費用の1～3割となります。)

種 類	内 容	金 額
訪問看護基本療養費 I + 訪問看護管理療養費	週3日までの利用 (1回につき30分から90分程度)	1回目 1,300円 2回目以降 860円
緊急訪問看護加算	利用者やその家族の緊急の 求めに応じた場合	1回につき 2,650円 利用者負担割合 265円
長時間訪問看護加算	(90分を超える訪問)1回/週 特別管理加算・特別指示書 期間の対象者のみ	1回/週 5,200円 利用者負担割合 520円
複数名訪問看護加算	同時に複数の看護師等による 訪問看護を実施した場合	看護師と訪問(1回/週) 4,500円 利用者負担割合 450円
夜間・早朝訪問看護加算	(夜間とは18時～22時) (早朝とは6時～8時)	1回につき 2,100円 利用者負担割合 210円
深夜訪問看護加算	(深夜とは22時～6時)	1回につき 4,200円 利用者負担割合 420円
24時間対応体制加算	24時間連絡体制にあり、緊急時 に対して必要に応じて訪問を行う 場合に算定	月 6,520円 利用者負担割合 652円
退院時共同指導加算	医療機関等を退院後の訪問看護 について、医療機関と共同で在宅療養 上必要な指導を行った場合に算定 (がん末期等は2回まで)	1回 8,000円 利用者負担割合 800円
退院支援指導加算	厚生労働大臣が定める疾病等 や特別管理加算の対象となる利用者 に対して退院日に在宅で療養上の 指導を行った場合に算定	利用者負担割合 6,000円 600円
特別管理加算	留置カテーテル・人工肛門など 特別な管理を行う場合に算定 軽度な状態と重症度の高い状態の 二段階に設定	特別管理加算(I) 月 5,000円 利用者負担割合 500円 特別管理加算(II) 月 2,500円 利用者負担割合 250円

【長時間・時間外・休日訪問料金等について：実費自己負担】

種 類	内 容	金 額
長時間・時間外の料金 (長時間訪問看護加算 の対象外の時)	90分を越える訪問看護	1,000円
	営業時間内の30分ごと 営業時間外の30分ごと	1,250円
休日の料金	営業日以外の訪問看護	1回 8,000円
死後の処置料	エンゼルケア(希望時)	10,000円
そ の 他	衛生材料等	実費相当額

6 通常の事業の実施地域

上山市、山形市

7 サービスの内容に関する相談・苦情窓口

利用者又は、その家族から相談又は苦情に対応する常設の窓口

山形県国民健康保険団体連合会

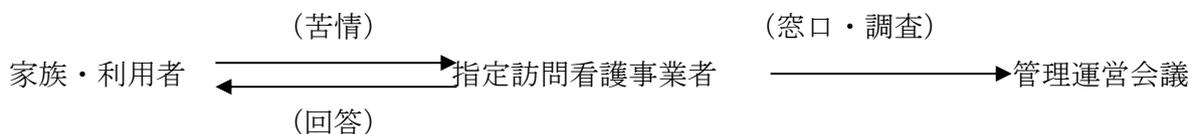
苦情相談窓口	山形県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情処理室
電話・FAX 番号	TEL 0237-87-8006 FAX 0237-83-3354
住 所	〒991-0041 寒河江市大字寒河江字久保6番地
相談受付時間	月～金曜日 午前9時～午後4時(祝日及び12月29日～1月3日までを除く)

介護保険担当課	山形市福祉推進部長寿支援課
電話・FAX 番号	TEL 023-641-1212 FAX 023-624-8398
介護保険担当課	上山市福祉課、健康推進課
電話・FAX 番号	TEL 023-672-1111 FAX 023-672-1112

訪問看護ステーション「あららぎ」

苦情相談担当者	管理者：八鍬和子
電 話 番 号	023-672-2556
苦情受付対応時間	月～金曜日 午前9時～午後4時30分(祝日及び12月29日～1月3日までを除く)

円滑迅速に苦情処理を行うための当ステーションの処理体制及び手順



管理運営会議構成員 ①管理者 ②指定職員 ③事務職員

- ・市町村、関係機関から指揮・助言を受けた場合、必要な改善を行う。
- ・苦情内容、対応措置を検討し、再発防止に努める。 ・苦情処理記録票を作成し整備する。
- ・職員の資質向上のため研修を行う。

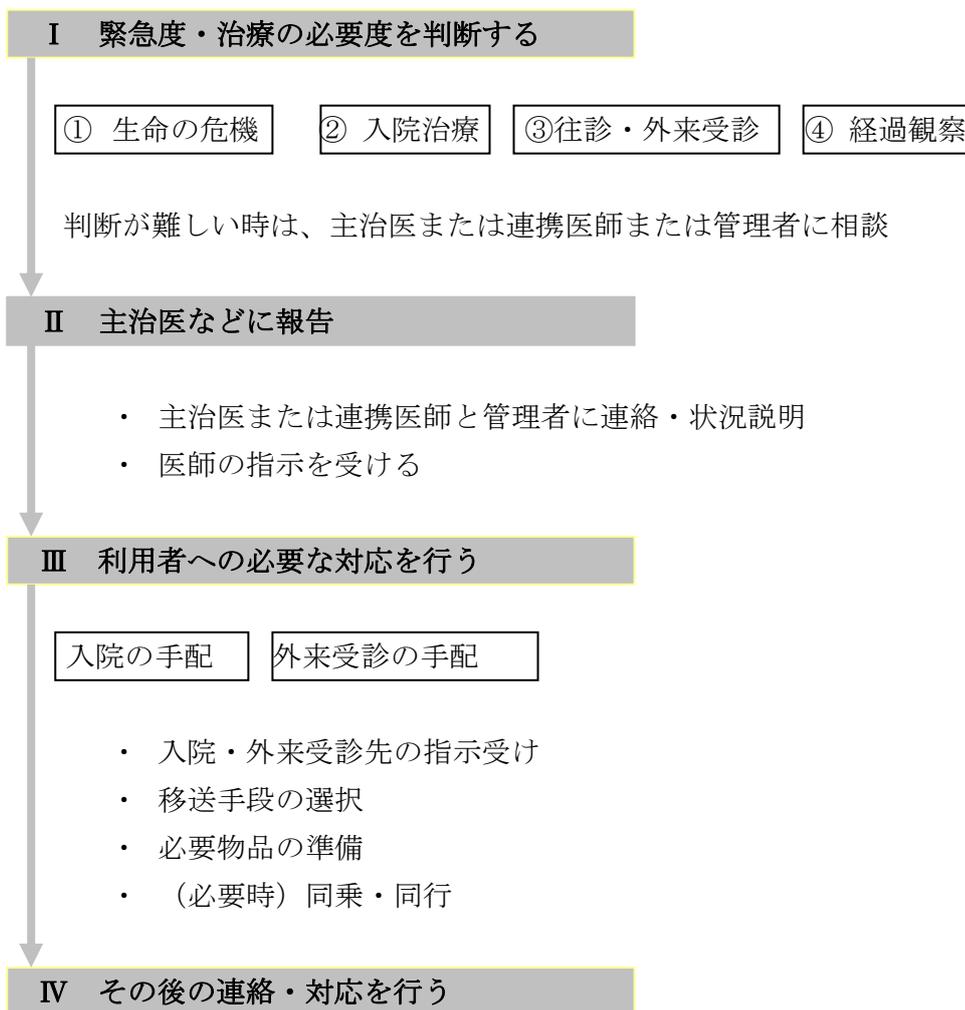
8 緊急時の対応

サービス提供により緊急事態が発生した場合は、速やかに当該利用者のご家族に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

利用者の状態がどの程度なのか判断する

- ① 生命の危機（意識なし、呼吸なしなど）
- ② 即、入院治療が必要な程度の状態
- ③ 往診・外来受診による検査・治療が必要な程度の状態
- ④ 経過観察でよい場合

以下の手順で対応



9 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、県市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- (2) 前項の事故の状況及び事故に関して取った処置について記録する。
- (3) 利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10 感染症蔓延及び災害等発生時の対応

- (1) 感染症蔓延及び災害等発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。
- (2) 指定感染症蔓延時には通常の業務を行えない可能性があります。
感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じて、必要な訪問を行います。

11 秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知り得たご利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

12 高齢者への不適切な対応防止

本事業者は、利用者様等の人権擁護・虐待等ハラスメントの防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- (2) 居宅サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業者が支援にあつたての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

13 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

第三者による 評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
	結果の開示	1 あり 2 なし	
2 なし			

14 当事業所の概要

事業所名	社会医療法人二本松会
事業者主	理事長：峯田武興
所在地	〒999-3103 山形県上山市金谷字下河原1370
電話番号	023-672-2556
携帯電話番号	①090-7336-6212 ②090-7336-6213
介護保険指定番号	介護保険事業者番号 0661390013